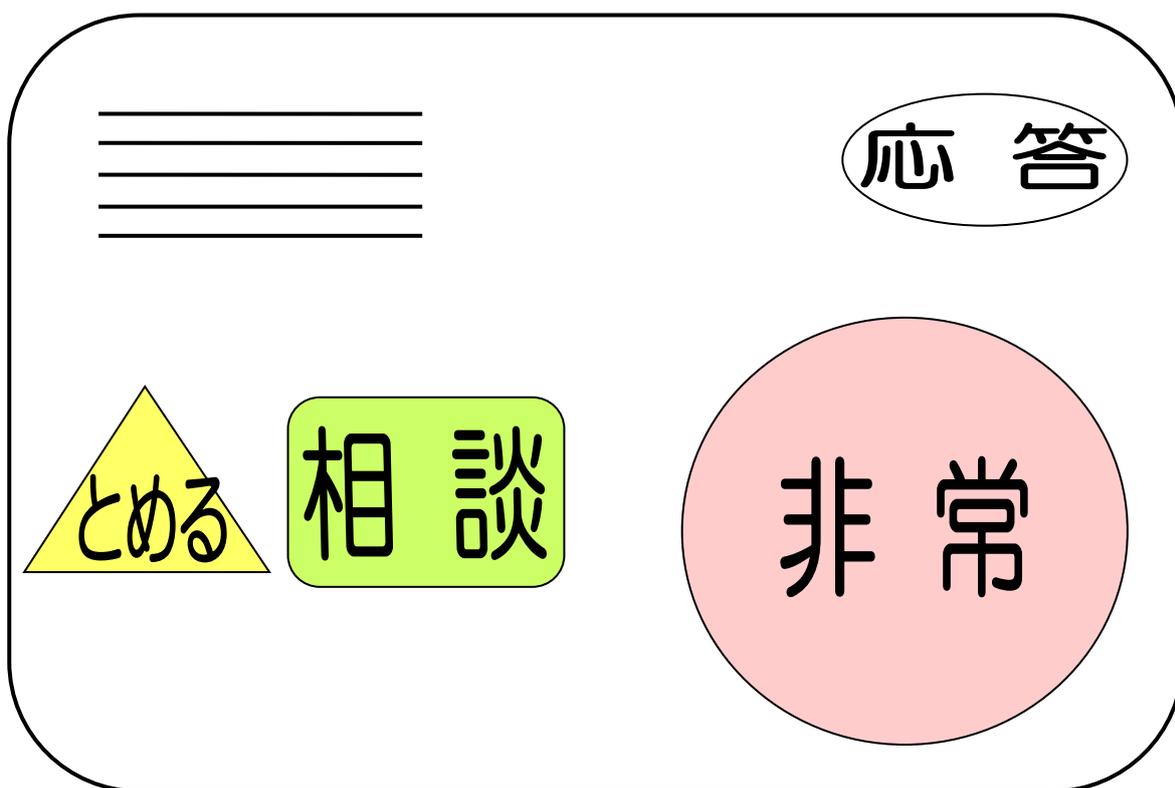


緊急通報装置
固定型シルバーホン



宇治市

長寿生きがい課 生きがい振興係

◇固定型シルバーホンとは

急に身体の具合が悪くなったときなどに、ボタンひとつ押すだけで、消防本部に連絡がとれる緊急通報装置（固定型シルバーホン）を、次の「◇利用できる方は」の要件に該当される方に無料で貸与・設置します。

◇利用できる方は

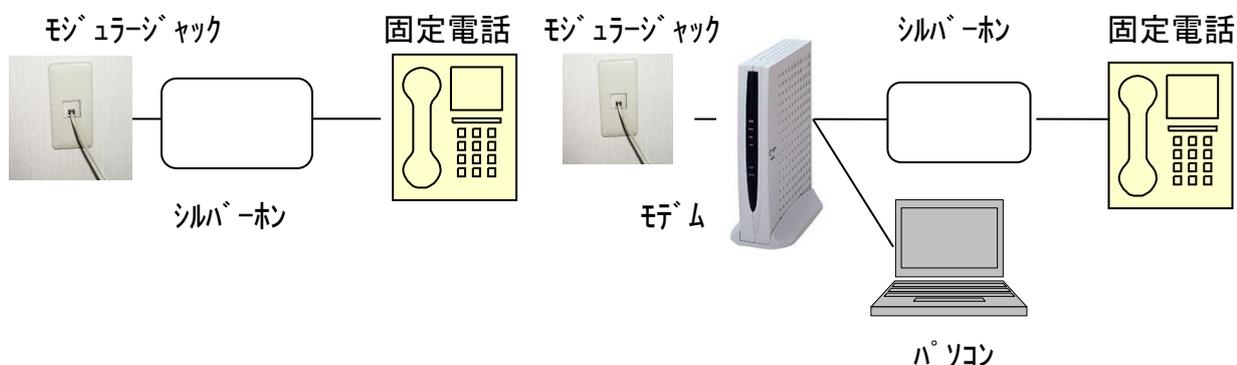
以下の要件に該当される方で、健康状態に不安があるため、安否確認や緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる方。

- ① 宇治市に住所を有する方
- ② おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはおおむね65歳以上の高齢者で、未成年者、重度の身体障害者、寝たきりの配偶者と同居している方。
- ③ 本人及び世帯の生計中心者が所得税非課税の場合は無料で設置。
(課税の方は、月に1,500円(税抜)の自己負担で設置。)

◇設置イメージ

固定電話のみの場合

パソコンを使用されている場合



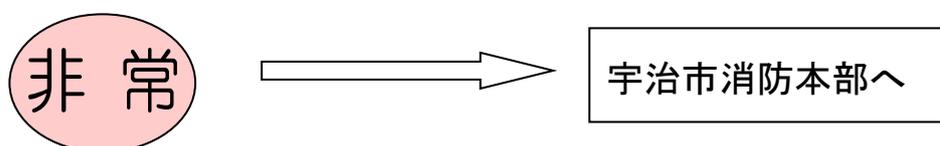
※電話回線については、「設置する電話回線についての注意事項」を必ずご確認ください。また、携帯電話やモジュージャックとの接続がない無線タイプの電話サービスではご利用できません。

◇サービス一覧

1. 非常ボタンを押すことで、宇治市消防本部に緊急通報ができます。
2. 相談ボタンを押すことで、24時間365日、健康相談ができます。健康相談では、看護師や保健師等の専門職の方が対応します。
3. 月に一度、安否確認のため、電話をかけます。（このサービスは、機器を使用しないものです。市が委託した業者の受信センターから電話がかかってくる。）
4. 救急事案ではないが駆け付けが必要なときは、市が委託する業者の出動員が利用者宅へ向かいます。（鍵が必要な場合など、出動員では対応できない事案であれば、相談協力者の方にご協力いただくことがあります。）

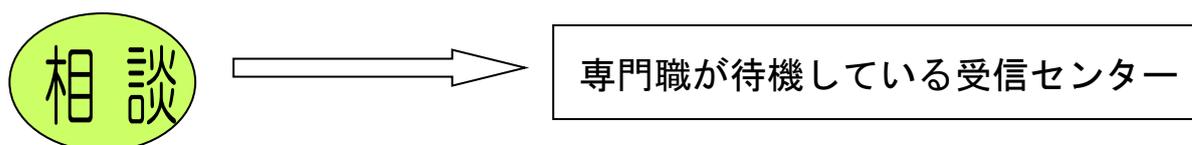
◇機器使用方法

1. 緊急時（救急車を呼びたいとき）



本体の非常ボタンもしくはペンダントを押すだけで消防本部に通報されます。消防本部が応答すると、「緊急通報、こちらは〇〇-〇〇〇〇（設置者宅の電話番号）です」というメッセージが流れます。その後、相互通話ができるようになりますので、係員の呼びかけに教えてください（話ができないときはそのままでもかまいません）。救急車が出動します。

2. 相談などがあるとき



相談ボタンを押すだけで、看護師や保健師など、専門職が待機している受信センターへ連絡できます。（24時間365日対応可能です。）

（注意：相談ボタンでは、消防本部への通報はできません。ただし、受信センターの係員の判断で、救急事案と判断される場合は、受信センターから消防本部へ連絡されます。）

3. 間違えて押したとき

非常ボタンを間違えて押された場合、消防本部の応答があってから「間違えた」「救急・消防いずれも必要ない」と話して「とめる」ボタンを押してください。また、相談ボタンを間違えて押された場合、受信センターが応答する前に「とめる」ボタンを押してください。間に合わなければ応答した係員に「間違えた」と話してください。通報をとめた場合でも、受信センターから電話がかかってくる場合がありますので、「間違えた」ということを伝えてください。

(注意：間違えたということを伝えないままにすると、業者の出動員が出動します。間違えた時は、必ず「とめる」ボタンを押すか、間違えたと伝えて下さい。)

《ご注意!!》

非常ボタンは消防本部指令室への直通となりますので、緊急時のみ利用してください。また、固定型シルバーホンは一般電話回線に接続して使用してください。

利用者が救急搬送された場合、長生きがい課や消防本部から、搬送先をご親族の方や協力者の方へご連絡することはできません。

◇協力者について

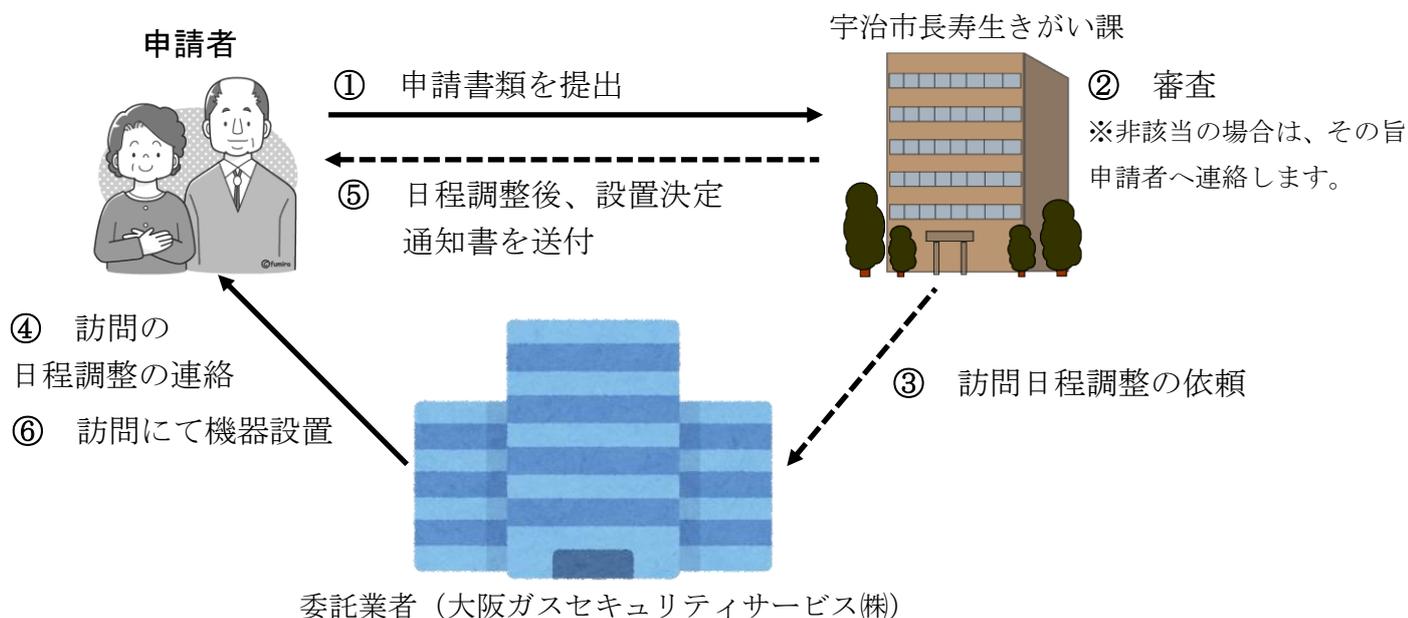
この制度をご利用いただくにあたり、利用者に何かあったときに駆けつけてくださる協力者の登録（必ず同意を取ってください。）をお願いしています。利用者宅に駆けつけていただくこともありますので、できるだけお近くにお住まいの方をお願いする方が好ましいです。（協力者はご親族の方でも構いません。）

【ご協力いただく可能性があること】

- ・ 消防や出動員の駆けつけ時に利用者宅に駆けつけ鍵を開ける。
 - ・ 機器が正常に使用できない状態のときや電池切れ時などの際、情報聞き取りのために連絡がかかってくる。
- などです。ご協力よろしく願いいたします。

※緊急連絡先（親族様等）にご登録いただく方も同様に、上記対応にご協力いただく可能性があります。

◇申請の流れ



※申請後、約一ヶ月で設置します。

※設置日は、申請者、協力者、担当地区の民生児童委員にお知らせします。

民生児童委員への周知については、日頃行っている「高齢者の見守り」活動に役立てるために、情報提供させていただきます。個人情報の提供になりますので、周知することへの同意をいただきます。

※設置日の都合が悪くなった場合は、早めに長寿生きがい課までご連絡ください。

◇申請方法

次の書類を窓口への持参または郵送にて、長寿生きがい課若しくは、お近くの地域包括支援センターまでご提出ください。

※上図（申請の流れ）の「①申請書類を提出」時に必要な書類です。

- A 宇治市緊急通報装置（シルバーホン）設置申請書
- B シルバーホン設置個人台帳
- C 同意書
- D 住宅の所有者の同意書（本人または同居の家族以外が住宅の所有者である場合）

◇お問い合わせ

宇治市長寿生きがい課、またはお近くの地域包括支援センターまでお問い合わせください。

◇東宇治北地域包括支援センター（ハーモニーこはた内）
木幡金草原43 TEL：33-8270

◇東宇治南地域包括支援センター（東宇治地域福祉センター内）
五ヶ庄折坂5-149 TEL：38-1250

◇南部・三室戸地域包括支援センター（宇治明星園内）
菟道岡谷16-3 TEL：23-6115

◇中宇治地域包括支援センター（宇治市福祉サービス公社中宇治事業所内）
宇治琵琶1-3 TEL：28-3180

◇北宇治地域包括支援センター（小倉デイサービスセンター内）
小倉町西畑1-4 TEL：21-8123

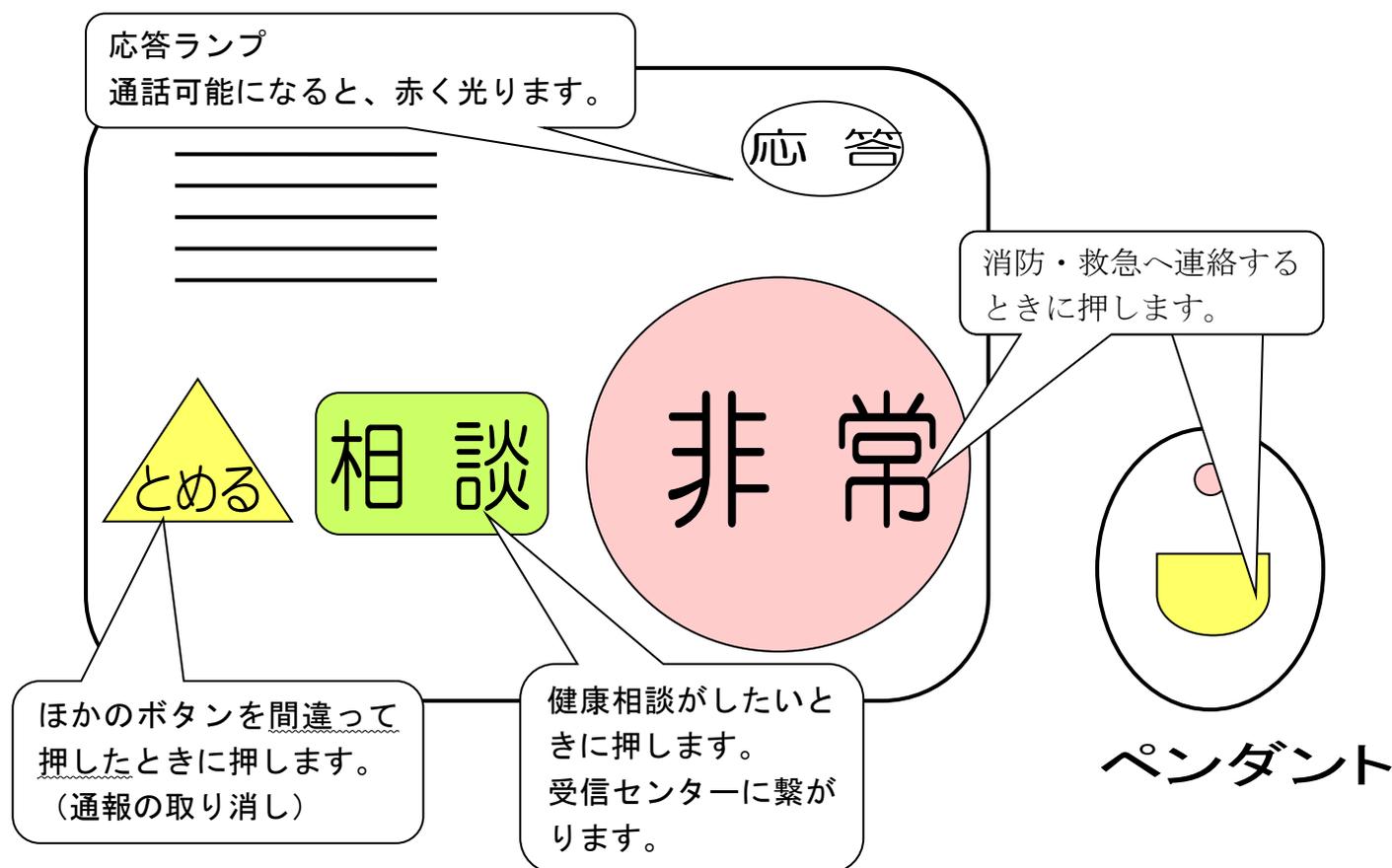
◇槇島地域包括支援センター（宇治さわらび園内）
槇島町郡50-1 TEL：21-6605

◇西宇治地域包括支援センター（西小倉地域福祉センター内）
小倉町山際63-1 TEL：28-6180

◇南宇治地域包括支援センター（平盛デイサービスセンター内）
大久保町平盛91-3 TEL：45-1544

宇治市長寿生きがい課 生きがい振興係
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
TEL：22-3141（内線：2347）

固定型シルバーホン



【設置費用・月額利用料】

無料

- ※ その他通信費用については自己負担となります。
24日に1回シルバーホンが正常に作動しているか点検があり、1回あたり8円～10円程度の通信費用がかかります。
- ※ 所得税課税者の方については、毎月の利用料金を負担していただきます。(月額1,500円(税抜))
課税状況については毎年度お調べし、前年から変わられた方には事前に通知を送付の上、利用料の変更をさせていただきます。

【設置について】

他社回線やひかり回線をご利用の方については、自宅の接続状況により、当日設置できない場合もあります。
設置には、市が委託する業者が向かいます。

- ※ 常時、コンセントに挿してご使用ください。
- ※ シルバーホンは宇治市からの貸出しですので、大切にご使用ください。
- ※ シルバーホンの問い合わせは、長寿生きがい課までお願いします。
(消防本部へは問い合わせしないようお願いします。)
- ※ 転居や転出、シルバーホンが不要になったときは宇治市役所へ連絡をお願いします。
(処分された場合は、費用を請求させていただくことがあります)